

審 査 基 準

平成 2 7 年 4 月 6 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 2 5 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類取締法第 2 5 条第 2 項（消費） ・ 火薬類取締法第 5 0 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） ・ 火薬類取締法施行令第 1 2 条（猟銃用火薬等） ・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 1 1 条（消費の許可の申請） <ul style="list-style-type: none"> 準用：猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項、第 3 項（譲受けの許可申請） ・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 1 2 条（無許可消費数量） ・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 1 3 条（申請及び届出の手續）
<p>審 査 基 準：</p> <p>当該火薬類の爆発又は燃焼が、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき <p>等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは許可しない。</p>
標 準 処 理 期 間：5 日
申 請 先：所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：